

都有地活用による政策的医療等の整備事業実施要綱

24福保医政第2092号

平成25年7月12日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「都有地等を活用した民間事業者支援制度に関する要綱」(平成14年10月28日付14財財総第210号知事決定)に基づき、東京都(以下「都」という。)が所有する土地のうち未利用の都有地の医療施設に対する貸付けに係る基本的事項を定め、もって都における政策的医療等を行う医療施設(以下「施設」という。)の整備を促進し、医療体制の確保を図ることを目的とする。

(対象となる都有地)

第2条 この要綱の対象となる都有地は、都において利用予定のないものの中から、財務局長が決定する。

(対象となる施設等)

第3条 この要綱の対象となる施設は医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院とし、対象となる都有地の所在する地域において特に必要と認められる次に掲げる医療機能のいずれかを備えるものとする。

- 一 都の推進する政策的医療
- 二 その他都内に整備することが必要であると認められる医療等

(貸付けの対象となる事業者)

第4条 貸付けの対象となる事業者は、次の各号を全て満たすものとする。

- 一 医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人のいずれかであること。
- 二 現に都内において病院を運営し、医療機関としての経営が安定的に行われ、かつ、法人としての運営も適正に行われていること。

(貸付条件)

第5条 都有地を前条の事業者へ貸し付ける条件(以下「貸付条件」という。)は、次のとおりとする。

- 一 第3条の機能を備えるために必要な施設、設備等の設置及び維持管理に係る費用は事業者が負担すること。
- 二 事業を行うに当たり、対象の都有地及びその周辺地域の安全、環境等に悪影響を及

- ばさないように配慮すること。
- 三 第三者に転貸しないこと。
- 四 第10条に定める貸付期間の満了のとき又は第13条第2項後段に定める貸付契約の解除のときは、対象の所有地を事業者の負担により施設、設備等の撤去等を直ちに行い、原状に回復させ、都に返還すること。
- 五 前各号に定めるもののほか、福祉保健局長が必要と認める条件を遵守すること。

(公募)

- 第6条 福祉保健局長は、対象となる事業者を公募する。
- 2 公募に応じる者は、所有地借受申請書(別記第1号様式)2部を福祉保健局長に提出しなければならない。
- 3 対象となる所有地の所在、面積その他公募に必要な事項は、別途福祉保健局長が定める。

(審査会)

- 第7条 福祉保健局長は、前条の事業者について、事業者としての適格性等を審査するため、所有地利用事業者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。
- 2 審査会は、福祉保健局長が別に定める審査基準に基づき、適正に審査しなければならない。
- 3 審査会の委員は、別表のとおりとする。

(事業者の決定等)

- 第8条 福祉保健局長は、審査会の審査を経て貸付けの適否を決定し、貸し付けることを決定したときは所有地貸付決定通知書(別記第2号様式)により、貸し付けないことを決定したときは所有地不貸付決定通知書(別記第3号様式)により、その旨を応募者に通知する。
- 2 福祉保健局長は、財務局長に対し、事業者を通知する。

(貸付契約)

- 第9条 都知事は、前条第1項の規定により貸付けを決定した者と貸付契約を締結する。
- 2 貸付契約の形態は、借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に基づく定期借地権設定契約とする。

(貸付期間)

- 第10条 貸付期間は50年とする。

(貸付料及び保証金等)

第11条 貸付料は、公募により選定する事業者の提案金額とする。ただし、提案金額は、公募条件による最低金額以上であることとする。

2 保証金は、前項の貸付料月額額の30月分とする。

(貸付料の改定)

第12条 都は、前条第1項の貸付料が土地価格の変動により、又は近隣の土地と比較して不相当となった場合は、貸付料を改定することができる。

(使用状況の確認)

第13条 福祉保健局長は、土地の使用方法が貸付条件に適合しているか等を確認するため、必要に応じ、調査を行うものとする。

2 福祉保健局長は、前項の調査において、その使用方法が不適切と認められたときは、事業者に対し改善を勧告するものとする。勧告によっても改善がみられない場合は、貸付契約を解除するものとする。

3 福祉保健局長は、報告期限を定めて、事業者に借受都有地使用状況報告書(別記第4号様式)を提出させるものとする。

4 福祉保健局長は、財務局長から求めがあった場合は第1項の調査を行い、財務局長に報告するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月12日から施行する。

別表（第7条関係）

都有地利用事業者選定審査会構成委員

1	福祉保健局医療政策部長
2	福祉保健局総務部企画計理課長
3	福祉保健局総務部企画担当課長
4	福祉保健局総務部契約管財課長
5	福祉保健局医療政策部医療政策課長
6	福祉保健局医療政策部救急災害医療課長
7	福祉保健局医療政策部医療安全課長
8	その他、福祉保健局長が必要と認めた者